放射線測定器借用規定

相双教育事務所

１　機器名及び台数

（１）　エネルギー補償型γ線用シンチレーションサーベイメータ TCS-146B（1 台）
（２）　イオンチェンバー サーベイメータ TOYO MEDIC Model451P（1 台）
（３）　環境放射線モニタ　Radi(PA-1100)（10 台）

２　貸出しを行う対象

域内の教育委員会、小学校、中学校、義務教育学校、公立幼稚園等、県立学校、私立幼稚園等

３　借用方法

（１）　借用を希望する学校等は、別紙様式「放射線測定器借用申請書」を市町村教育委員会を通して相双教育事務所長宛に 1 部提出する。県立学校、私立幼稚園等は、直接教育事務所長に提出する。（申請書提出の前に相双教育事務所に連絡し、希望する日の予約状況を確認しておく。）
（２）　借用の予約は、3 ヶ月前から可能とする。
（３）　相双教育事務所長の回答にもとづき、本教育事務所から直接借用する。
（４）　借用の際は、学校教育課指導主事の立ち会いのもと、「貸借確認簿」に、借用者氏名等を記入し、押印する。
※　「貸借確認簿」は、相双教育事務所に備えておくので、借用当日に来所して上記の手続きを行う。

４　貸出期間

7 日間（ただし、状況に応じて延長も認める。）

５　活用について

（１）　借用目的に基づいて、適切な方法で使用する。
（２）　本機は他団体から借り受けたものである。万が一、故意又は不注意により破損・故障等があった場合は弁済等の対応が必要になることもあるので、取扱いには十分注意する。
（３）　借用中に電池がなくなった場合は、借用者が交換する。

６　返却方法

（１）　損傷や破損の有無を確認し、直接相双教育事務所学校教育課に返却する。
（２）　返却を受けた学校教育課指導主事は、機器の状態を確認し「貸借確認簿」に氏名等を記入し、押印する。

〈平成 23 年 5 月 12 日作成〉
〈平成 24 年 2 月 29 日、4 月 3 日、平成 25 年 4 月 1 日、令和 8 年 11 月 20 日一部変更〉